

【3 解読文】 小室信太夫岩鼻知県事外就任廻文

(明治二年：一八六九) (C)

(表紙)

「己 明治二年

御用村用留

巳 正月吉日

正月朔日

一上下之者平滑・石上・坂本迄、  
一上下の者平滑・石上・坂本迄、

惣百姓仕来年始ニ参り候

惣百姓仕来(しき)たり年始に参り候

同日

(事、脱カ)

一大音龍太郎様知県被レ免候而、

一大音龍太郎様知県(ちけん)免ぜられ候て、

小室信太夫様岩鼻知県事

小室信太夫様岩鼻知県事

被ニ仰付一候、大格建様権判事

被ニ仰せ付けられ候、大格建様権判事(ごんはんじ)

被ニ仰付一候段、十二月廿六日出新町宿

被ニ仰せ付けられ候段、十二月二十六日出し新町宿

寄場役人より廻文、牛田村小惣代より

寄場(よせば)役人より廻文、牛田村小惣代より

去月廿七日出廻文壺通、鬼石村より

去月二十七日出し廻文壺通、鬼石村より

請取申候

請け取り申し候

二日

一大内平・平滑・犬塚、下三波川・日向・

一大内平・平滑・犬塚、下三波川・日向

雲尾・大沢・久々沢・月吉・塩沢組々、

雲尾・大沢・久々沢・月吉・塩沢組々



組頭・年寄・惣百姓吉例、南郷・金丸・  
組頭・年寄・惣百姓吉例、南郷・金丸・

大奈良者小前計、同日仕来参り候  
大奈良は小前計（ばか）り、同日仕来たり参り候

御達書

大音龍太郎

知県被<sup>レ</sup>免候

知県免ぜられ候

小室信太夫

知県事被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候

知県事仰せ付けられ候

大格 建

権判事被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>候

権判事仰せ付けられ候

右之通被<sup>二</sup>仰出<sup>一</sup>候、尤新県令者

右の通り仰せ出され候、尤（もつと）も新県令は

（御力）

正月二日被入県可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>致候、此段

正月二日入県致さるべく候、此（こ）の段

申達もの也

申し達すもの也

岩鼻

民政局

右之通極月廿七日出御触有<sup>レ</sup>之候間、

右の通り極月（ごくげつ）二十七日出し御触れこれ有り候間、

此段申達候、村中不<sup>レ</sup>洩様可<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>申触<sup>一</sup>候、以上

此の段申し達し候、村中洩（も）れざる様申し触れらるべく候、以上

巳正月朔日夕認

巳正月朔日夕認（したた）む

二日朝三通出

二日朝三通出す